

大和市告示第44号

大和市TSマーク取得のための自転車整備等に対する助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月6日

大和市長 大木 哲

大和市TSマーク取得のための自転車整備等に対する助成要綱の一部を改正する要綱
大和市TSマーク取得のための自転車整備等に対する助成要綱（平成21年大和市告示第166号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、協力店に対し」を削り、「に当該年度の市の予算の範囲内で助成金を交付する」を「を予算の範囲内で助成する」に改める。

第2条第1号中「第二種」の次に「又は第三種」を加える。

第5条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第9条中「不正の」を「偽りその他不正な」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、偽りその他不正な手段により、第5条の規定による控除を受けた者があるときは、その者に対して当該控除額に相当する額を返還させることができる。

第12条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。